

流域治水対策の推進に係る主な支援事業

令和4年1月21日版

主な支援事業 項 目	水田の活用 (田んぼダム)	ため池の活用※2	用排水施設等 の活用※2	農業用ダムの活用	農地保全	ページ	【各支援事業の問合せ先】 中国四国農政局農村振興部 086-224-4511(代表)
国営農用地再編整備事業	○(拡)※1		○		○	6	農地整備課 地域整備係(内線2665)
農業競争力強化農地整備事業	○(拡)※1		○		○	7	農地整備課 経営体育成基盤係(内線2664)
農地中間管理機構関連農地整備事業	○(拡)※1		○(拡)		○	10	農地整備課 経営体育成基盤係(内線2664)
農地耕作条件改善事業	○(拡)※1		○		○	11	農地整備課 保全指導係(内線2667)
多面的機能支払交付金	○				○	13	農地整備課 多面的機能支払推進室(内線2671)
中山間地域 農業農村総合整備事業	○※1	○	○		○	14	地域整備課 中山間整備係(内線2653)
農山漁村地域整備交付金	○※1	○	○		○	15	窓口：地域整備課 中山間整備係(内線2653) (※各事業原課)
国営かんがい排水事業			○	○	○	16	水利整備課 国営係(内線2647)
水利施設整備事業	(○(拡))		○(拡)	○	○	17	水利整備課 施設復旧対策指導係(内線2648)
農業水路等長寿命化・防災減災事業		○	○		○	18	水利整備課 施設復旧対策指導係(内線2648) 防災課 防災・減災対策官(内線2685)
国営総合農地防災事業		○	○		○	19	防災課 国営防災第1係(内線2686)
農村地域防災減災事業 (防災重点農業用ため池 緊急整備事業を含む)		○(拡)	○(拡)		○	20	防災課 防災・減災対策官(内線2685)
基幹水利施設管理事業			○(拡)	○	○	26	水利整備課 管理調整係(内線2649)
水利施設管理強化事業		○(拡)	○(拡)	○	○	27	水利整備課 管理調整係(内線2649)
土地改良施設維持管理適正化事業		○(拡)	○(拡)		○	28	土地改良管理課 団体指導・資金係(内線2539)

※1 次のいずれかに該当する地区のほか整備

ア 田んぼダムの取組を行っている/行う予定の地区

イ 河川事業と連携を行っている/行う予定の地区(河道修正・拡幅、遊水地整備等)

ウ その他市街地・集落を含む地域排水に資する地区

※2 事前水位低下等の流域治水に資する取組を行っている/行う予定の地区

流域治水全般に関する総括窓口

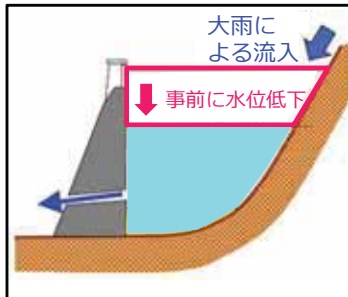
設計課 (内線2922・2622)

農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進（「流域治水」の取組）

- 都市・市街地の近傍や上流域には、水田が広がり、多くの農業用ダム・ため池・排水施設等が位置している。これらの農地・農業水利施設の多面的機能を活かして、あらゆる関係者協働の取組である「流域治水」を推進。

農業用ダムの活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで洪水調節機能を発揮。
- 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。



（各地区の状況に応じて、放流水を地区内の調整池等に貯留）

【施設の整備等】

- 施設改修、堆砂対策、施設管理者への指導・助言等

用排水施設等の活用

- 農業用の用排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の湛水も防止・軽減。

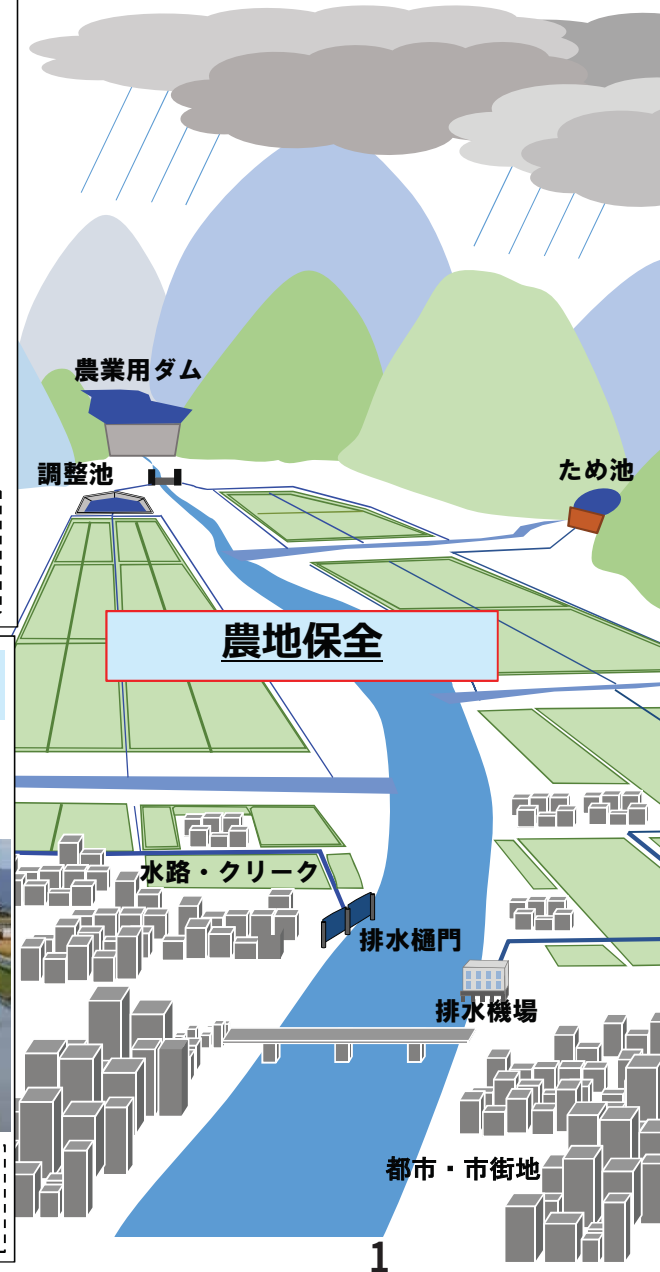
排水機場と周辺の市街地

水路・クリーク



【施設の整備等】

- 老朽施設改修、ポンプ増設、降雨前の排水操作等

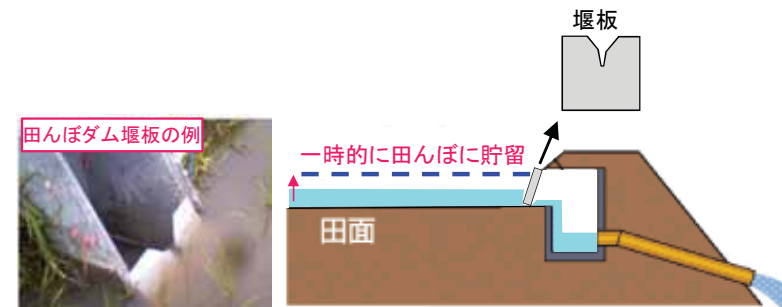


農地保全

水田の活用（田んぼダム）

- 田んぼダム（排水口への堰板の設置等による流出抑制）によって下流域の湛水被害リスクを低減。

田んぼダム堰板の例

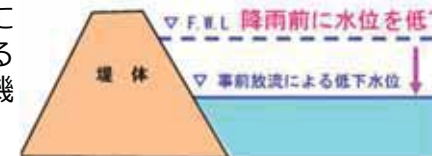


【施設の整備等】

- 水田整備、田んぼダムの取組促進

ため池の活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで洪水調節機能を発揮。



- 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐にスリット（切り欠き）を設けて貯水位を低下させ、洪水調節容量を確保。

スリット設置の例



【施設の整備等】

- 堤体補強、洪水吐改修、施設管理者への指導・助言等

3. 防災・減災、国土強靱化

主な新規・拡充事項(柱別) ※抜粋

	国営（公共）	県営等（公共）	団体営等（非公共）
農地整備	【国営農用地再編整備事業】 田んぼダム導入に係る調整活動や畦畔補強等を定額助成（補助事業で実施）	【農業競争力強化農地整備事業】 田んぼダム導入に係る調整活動や畦畔補強等を定額助成	【農地耕作条件改善事業】 田んぼダム導入に係る調整活動や畦畔補強等を定額助成
農業水利	【国営かんがい排水事業】 予防保全・事後保全に係る事業（機能保全、応急対策、突発事故復旧）を再編・統合	【水利施設整備事業】 - 予防保全・事後保全に係る事業（基幹・団体営ストマネ、突発事故復旧）を再編・統合 - 田んぼダムに取り組む地区の末端要件を緩和 【基幹水利施設管理事業】 - 対象に「受益面積が一定以上、かつ、流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設」を追加（現行は「受益面積が一定以上、かつ、施設能力が一定以上の施設」のみ） 【水利施設管理強化事業】 - 掛かり増し管理費助成の対象となる補助事業造成施設（現行では治水協定ダムのみ）に流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設（排水施設、ため池等）を追加 【土地改良施設維持管理適正化事業】 「防災減災機能等強化対策」（防災・減災、施設管理の省エネ化・再エネ利用、省力化を図るための施設整備）を新設（【国費率】50%） ※ 本対策は、財政融資資金の活用（法改正）により、施設整備を任意の時期に実施可能	【農業水路等長寿命化・防災減災事業】
農地防災	【国営総合農地防災事業】 「基幹施設型」の対象に耐震対策を追加	【農村地域防災減災事業】 - 農業者の費用負担・同意を求めずに実施する防災事業の対象に豪雨対策を追加（法改正） 「ため池洪水調節機能強化対策」（ため池の嵩上げ、利水廃止ため池の防災利用等農地防災のための洪水調節容量確保）を新設 「湛水被害総合対策」（調査・計画、排水施設整備、区画整理、ハウス移転等）を新設	【農業水路等長寿命化・防災減災事業】 - ため池廃止の定額助成の対象に埋立廃止を追加（現行は開削廃止のみ） - サポートセンターの助成を拡充（定額（10百万円まで）又は50%（20百万円まで））

主な新規・拡充要求事項（事業別）

		事業概要	令和4年度新規・拡充のポイント
農地整備	直轄	●国営農用地再編整備事業 400ha以上の農地整備、農地集積促進費の交付 【国費率】2/3、促進費は50%（中山間55%）	●田んぼダム導入に係る調整活動や畦畔補強等を定額助成（補助事業で実施）
	補助	●農業競争力強化農地整備事業 20ha（中山間10ha）以上の農地整備、農地集積促進費の交付 【国費率】50%（中山間55%）	【共通】 ●田んぼダム導入に係る調整活動や畦畔補強等を定額助成 ・計画策定を定額助成（水田農業高収益化計画又は輸出事業計画の関連地区） ・計画策定の助成期間を4年間に延長（水田農業高収益化計画又は輸出事業計画の関連地区、中山間地域の地区）
		●農地中間管理機構関連農地整備事業 10ha（中山間5ha）以上の農地整備、機構集積推進費の交付 【国費率】50%（中山間55%）、推進費は定額	【農地中間管理機構関連農地整備事業】 ・工種に農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水等を追加（法改正）
		●畑地帯総合整備事業 20ha（中山間10ha）以上の農地整備、産地形成促進費の交付 【国費率】50%（中山間55%）、調査計画はR7まで定額	・産地形成促進費のメニューに「畑地周辺の水田畑地化」を追加（現行は「水田地帯の水田畑地化」又は「樹園地周辺の水田畑地化」）
		●農地耕作条件改善事業（非公共） 農地中間管理事業重点実施区域等におけるきめ細かな基盤整備 【国費率】50%（中山間55%）、自力施工の区画拡大等は定額	●田んぼダム導入に係る調整活動や畦畔補強等を定額助成 ・「土地利用調整型」（農地の粗放的利用等に対応するための交換分合や基盤整備）を新設 ・「病害虫対策型」（基腐病の予防・まん延防止に資する土層改良や排水対策等）を新設 ・除草機器の導入を助成対象に追加
農業水利	直轄	●国営かんがい排水事業 一般型3,000（畑1,000）ha、特別型500（畑100）ha以上 【国費率】2/3、基幹施設70%	・省エネ化・再エネ利用に取り組む地区の末端要件と事業費要件を緩和（基幹施設の管理費軽減のための発電施設は基幹施設として区分） ・予防保全・事後保全に係る事業（機能保全、応急対策、突発事故復旧）を再編・統合
	補助	●水利施設整備事業 200（畑100）ha以上の水利施設整備 【国費率】50%、調査計画はR7まで定額	・省エネ化・再エネ利用に取り組む地区の末端要件を緩和（中山間地域【国費率】55%） ・予防保全・事後保全に係る事業（基幹・団体営ストマネ、突発事故復旧）を再編・統合 ●田んぼダムに取り組む地区の末端要件を緩和
		●農業水利施設等長寿命化・防災減災事業（非公共）	—
農地防災	直轄	●国営総合農地防災事業 3,000ha以上の農地防災、300ha以上のため池整備 【国費率】2/3、基幹施設型70%	・「基幹施設型」の対象に耐震対策を追加
	補助	●農村地域防災減災事業 ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策、用排水施設整備等 【国費率】50%（大規模、中山間、緊急性の高いため池55%） ソフト対策はR7（防災重点ため池はR12）まで定額	●「ため池洪水調節機能強化対策」（ため池の嵩上げ、利水廃止ため池の防災利用等農地防災のための洪水調節容量確保）を新設 ・「湛水被害総合対策」（調査・計画、排水施設整備、区画整理、ハウス移転等）を新設
		●農業水路等長寿命化・防災減災事業（非公共） 水利施設のきめ細かな長寿命化対策、機動的な防災減災対策 【国費率】50%（中山間55%）、ソフト・ため池廃止は定額	・ため池廃止の定額助成の対象に埋立廃止を追加（現行は開削廃止のみ） ・サポートセンターの助成を拡充（定額（10百万円まで）又は50%（20百万円まで））

		事業概要	令和4年度新規・拡充のポイント
農村整備	補助	●農村整備事業 農道、集落排水施設等の整備（再編、強靱化等） 【国費率】50%、調査計画は定額	—
		●中山間地域農業農村総合整備事業 農業生産基盤と生産・販売施設等の一体的な整備 【国費率】55%	・メニューに農村資源利活用推進施設（バイオマス発電施設等）整備事業を追加
		●農山漁村振興交付金「農山漁村発イノベーション等整備事業」（非公共） 活性化又は6次産業化施設（加工・販売施設等）の整備 【国費率】3/10、50%（中山間の基盤整備55%）	・再エネ発電・蓄電・給電設備は、活性化・6次化施設の整備と同時に設置する場合と、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合を助成（販売・交流施設等におけるEV等への給電が実施可能）
		●農山漁村振興交付金「情報通信環境整備対策」（非公共） 光ファイバ・無線基地局等の整備 【国費率】50%、調査計画は定額	・事業を進める中で生じる諸課題の解決に向けたサポート、ノウハウの横展開等を行う民間団体の活動を助成
		●農山漁村振興交付金「最適土地利用対策」（非公共） 多様で持続的な農地利用（放牧、蜜源作物等）の実証 【国費率】50%（中山間55%）、推進費は定額	・保全すべき農地周辺部における計画的な植林を実証項目に追加
施設管理・体制強化	直	●直轄管理事業 【国費率】77.5%	—
	補助	●基幹水利施設管理事業 一定規模以上の国営造成施設の管理費助成 【国費率】30%、40%、治水協定ダム1/3	・対象に「受益面積が一定以上、かつ、流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設」を追加（現行は「受益面積が一定以上、かつ、施設能力が一定以上の施設」のみ）
		●水利施設管理強化事業 ・国造施設・国造附帯施設：用水施設管理費の0.6/1.6、排水施設及び治水協定ダム管理費の0.75/1.75を助成 ・補助事業造成施設：治水協定ダムの掛かり増し管理費を助成 【国費率】50%	— ・掛かり増し管理費助成の対象となる補助事業造成施設（現行では治水協定ダムのみ）に流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設（排水施設、ため池等）を追加
		●土地改良施設維持管理適正化事業 土地改良施設の定期的な修繕・補修 【国費率】30%	・「防災減災機能等強化対策」（防災・減災、施設管理の省エネ化・再エネ利用、省力化を図るための施設整備）を新設（【国費率】50%） ※ 本対策は、財政融資資金の活用（法改正）により、施設整備を任意の時期に実施可能
負担策	対策	●土地改良区体制強化事業 施設・財産管理強化（事務連合設立や市町村区域合併のモデル構築等）、受益農地管理強化、統合整備強化、研修・人材育成等 【国費率】50%、定額	・連合会への会計専門家（複式簿記の有効活用に係る指導）の配置を定額助成 ・中山間地域における小規模土地改良区の業務再編を助成 ・施設管理の省エネ化に係る土地改良区への技術指導を助成対象に追加
		●農家負担金軽減支援対策事業（非公共） 土地改良事業負担金の無利子貸付け、利子助成等 【国費率】定額	・無利子貸付けの対象に「輸出事業計画との連携地区」を追加（現行は「担い手農地利用集積率の向上が見込まれる地区」又は「高収益作物の生産額増加が見込まれる地区」）

【水田の活用(田んぼダム)】

農業農村整備事業における田んぼダムの取組の推進

＜対策のポイント＞

水田の洪水防止機能の発揮によって、河川や水路の水位の急上昇を抑え、下流域の浸水被害リスクを低減させるため、あらゆる関係者が流域全体で行う協働の取組である「流域治水」の一環として**水田の雨水貯留能力を高める田んぼダムの取組を推進**します。

＜事業の内容＞

1. 田んぼダムの導入に対する支援

＜内容＞

田んぼダムの導入を促進するため、調整活動や畦畔補強等を定額で支援。

【主な助成単価】 畦畔補強 14万円/100m、排水口整備 4万5千円/箇所

＜対象事業＞

農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、
国営農用地再編整備事業、農地耕作条件改善事業

2. 田んぼダムの効果発現に向けた支援

＜内容＞

田んぼダムの取組地域において、湛水による営農への影響を最小限にし、営農再開に向けて速やかな排水を行うため、基幹から末端までの農業水利施設の一体的な整備等を支援。

＜対象事業＞

水利施設整備事業（流域治水推進型）

【事業要件】

- 田んぼダムの取組等を定めた計画を策定すること
- 一定割合以上の田んぼダムが導入済み又は導入見込みであること

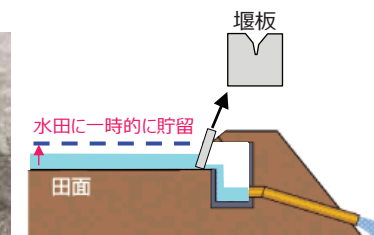
【対象地域】

- ① 流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施するもの
- ② 治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施するもの
- ③ 地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置づけられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの

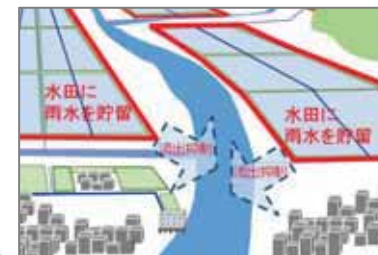
＜事業イメージ＞

田んぼダムの取組

田んぼダム堰板の例



堰板等を設置し、雨水を水田に一時的に貯留



水田に雨水を貯留し
下流への流出を抑制

田んぼダムの導入・効果発現に向けた支援



畦畔が痩せ
容易に雨水が流出



畦畔補強を支援



堅牢な畦畔により
雨水を安全に貯留



水利用・土地利用等の
調査・調整活動を支援



排水路の整備



排水機場の整備

[水田の活用(田んぼダム)・用排水施設等の活用・農地保全]

国営農用地再編整備事業 <公共>

【令和4年度予算概算決定額 40,301 (37,240) 百万円】
【令和3年度補正予算額 19,905百万円】

<対策のポイント>

広域的な農地の大区画化や排水改良を行い、農地集積・集約化を加速するとともに、耕作放棄地の解消・未然防止、生産コスト低減や高収益作物への転換等による産地収益力の向上を図ります。また、国産飼料生産基盤の強化のため、牧草・飼料作物の生産地帯を対象とした基盤整備の促進を図ります。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割〔令和5年度まで〕）

<事業の内容>

1. 国営緊急農地再編整備事業

- 基幹事業：区画整理
- 併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全
- 採択要件：受益面積 400ha以上、耕作放棄地及び耕作放棄のおそれがある農地が一定割合以上 等

2. 国営農地再編整備事業（中山間地域型）

- 基幹事業：区画整理、開畑、農地保全
- 併せ行う事業：農業用排水施設
- 採択要件：受益面積 400ha以上、中山間地域であること 等

3. 国営農地再編整備事業（次世代農業促進型）

- 基幹事業：区画整理
- 併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全
- 採択要件：受益面積 400ha以上、高収益作物の作付面積割合が一定割合以上増加すること 等

4. 国営農地再編整備事業（草地整備型）

- 基幹事業：区画整理
- 併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全
- 採択要件：受益面積 1,000ha以上、畜産クラスター計画との連携 等

※ 流域治水対策の推進

田んぼダム導入に係る調整活動や畦畔補強等を支援

※下線部は拡充内容

<事業の実施主体>

国（国費率：内地2/3、北海道75%）

<事業イメージ>

事業実施前



小区画で不整形な農地

事業実施後



農地の大区画化、耕作放棄地発生の防止

農地の大区画化・排水改良等

- 農地の大区画化や排水改良（地下かんがいシステムの導入等）を実施



農地の大区画化、排水改良



地下かんがいシステムの導入

産地収益力の向上等

- 自動走行農機等に対応した農地整備により、自動走行農機等の省力化技術の導入を促進



農機の旋回を容易にし、作業効率を向上させるターン農道の整備



無人運転が可能な自動走行農機の導入

- 高収益作物への転換を促進



たまねぎの生産拡大



キャベツの生産拡大

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2207）

[水田の活用(田んぼダム)・用排水施設等の活用・農地保全]

農業競争力強化基盤整備事業のうち

農業競争力強化農地整備事業＜公共＞

【令和4年度予算概算決定額 62,717（68,045）百万円の内数】
（令和3年度補正予算額 91,533百万円の内数）

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、農地の整備を推進します。

＜事業目標＞

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割〔令和5年度まで〕）
- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農地整備事業

地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に実施

2. 草地畜産基盤整備事業

畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に必要な草地の基盤整備等を実施

3. 農業基盤整備促進事業

- ・ 畦畔除去、暗渠排水等、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備を実施
- ・ 病害虫の発生予防・まん延防止に資する農地の排水対策や土層改良を実施

※ 流域治水対策の推進

田んぼダム導入に係る調整活動や畦畔補強等を支援

※ 実施計画等策定事業

農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画の策定（最大4年間）
水田農業高収益化推進計画等関連地区は定額支援（令和7年度まで）

＜事業イメージ＞

地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。



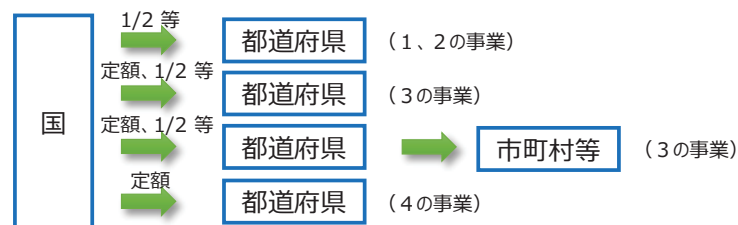
（事業前）小規模で不整形な農地



（事業後）大区画化・整形した農地

＜事業の流れ＞

※ 下線部は拡充内容



暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。
（写真は収穫中のタマネギ）

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

[水田の活用(田んぼダム)・用排水施設等の活用・農地保全]

農地整備事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
- 大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

1. 事業内容

① 農地整備

工 種：区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設整備 等

附帯事業：農地集積促進事業 等
【限度額：事業費の12.5%】

<流域治水対策の推進>【新設】

- ・田んぼダム実施に向けた調査・調整経費を定額支援
- ・畦畔補強や排水路整備等について定額支援

② 実施計画策定等

工 種：計画策定 等（2年以内）

- ※ 中山間地域の地区、水田農業高収益化推進計画又は輸出事業計画関連地区は最大4年
- ※ 水田農業高収益化推進計画又は輸出事業計画関連地区の場合、定額支援（令和7年度まで）
- ※ 財産管理制度の活用に必要な経費を支援

農地整備事業

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施

農地集積促進事業（促進費）

- ・事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区
- ・対象事業：都道府県営農地整備事業、国営農地再編整備事業
- ・助成割合

集積率	都道府県営農地整備事業		国営農地再編整備事業	
	助成割合	集約化加算※	助成割合	集約化加算※
85%以上	8.5%	+4.0%（計12.5%）	2.2%	+1.0%（計3.2%）
75～85%	7.5%	+3.0%（計10.5%）	1.9%	+0.8%（計2.7%）
65～75%	6.5%	+2.0%（計8.5%）	1.7%	+0.5%（計2.2%）
55～65%	5.5%	+1.0%（計6.5%）	1.4%	+0.3%（計1.7%）

※ 担い手に集積する農地面積の80%以上を集約化（面的集積）する場合

<整備前>



<整備後>



大区画化による農作業効率の向上



暗渠排水整備による水田の汎用性の向上

2. 実施主体

都道府県 等

3. 実施要件

- ・受益面積20ha以上（中山間地域等においては10ha以上）
- ・担い手への農地集積率50%以上 等

補助率：50% 等

[水田の活用(田んぼダム)・用排水施設等の活用・農地保全]

農業基盤整備促進事業

- 農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されている圃場での簡易な整備については、農業者の自力施工を活用し、安価かつ迅速に実施することが有効。
- このため、農地中間管理機構とも連携しつつ、地域の実情に応じた農地のきめ細かな整備を推進するとともに、田んぼダムの取組、病虫害対策等を推進。

1. 事業内容

①きめ細かな基盤整備（定率助成）

- ・基盤整備 { 暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農業用排水施設、農用地の保全
- ・調査調整 { 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整
- ・指導 { 指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査 等
- ・補助率：50% 等

<流域治水対策の推進>【新設】

- ・田んぼダム実施に向けた調査・調整経費を定額支援
- ・畦畔補強や排水路整備等について定額支援

<病虫害発生予防及びまん延防止>【新設】

- ・病虫害の発生又はまん延のおそれのある地域における土層改良の定額助成メニューを追加

②整備済み農地の簡易な整備（定額助成）

※ 助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

事業種類	条件	助成単価 【主なもの】	備考
田(畑)の 区画拡大	高低差10cm超 表土扱い有	12万5千円/10a (25万円/10a)	()は水路変更(管水路化等)を伴う場合
	高低差10cm以下 表土扱い無	5万5千円/10a (17万5千円/10a)	
	畦畔除去のみ	3万円/100m	
暗渠排水	バックホウ	15万円/10a	助成単価の加算 ○地下かんがい導入 + 2万5千円/10a ○実施設計(外注) + 1万5千円/10a
	トレンチャ	10万円/10a	
	掘削同時埋設	7万5千円/10a	
湧水処理	バックホウ	15万円/100m	
末端 畑かん施設		15万5千円/10a (24万5千円/10a)	()は樹園地の場合
客土	層厚10cm以上	11万5千円/10a	
除礫	深度30cm以上	20万円/10a	

注) 担い手に集約化(面的集積)する農地については、助成単価を2割加算

区画拡大前



畦畔除去



区画拡大後



2. 実施要件

- ① 農業競争力強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上
- ④ 受益面積5ha以上

3. 実施主体

- ・都道府県
- ・市町村
- ・土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構 等

[水田の活用(田んぼダム)・用排水施設等の活用・農地保全]

農地中間管理機構関連農地整備事業＜公共＞

【令和4年度予算概算決定額 62,717（68,045）百万円の内数】
（令和3年度補正予算額 91,533百万円の内数）

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構への貸出しが増加する中で、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあり、このため、機構が借り入れている農地で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援します。

＜事業目標＞

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割〔令和5年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農地整備事業

対象工程：区画整理、農用地造成、農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水等

附帯事業：機構集積推進事業

（推進費として事業費の12.5%等を全額国費で交付）

※ 転用防止措置：所有者が農地中間管理権を解除した場合等には特別徴収金を徴収等

※ 流域治水対策の推進

田んぼダム導入に係る調整活動や畦畔補強等を支援

2. 実施計画等策定事業

農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画の策定（最大4年間）

※ 水田農業高収益化推進計画等関連地区は定額支援（令和7年度まで）

＜主な実施要件＞

事業対象農地の全てについて、農地中間管理権を設定

事業対象農地面積：10ha以上（中山間地域は5ha以上）

（各団地：1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）のまとまりのある農地）

事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に向上（生産コスト20%以上削減、販売額20%以上向上）

※ 下線部は拡充内容

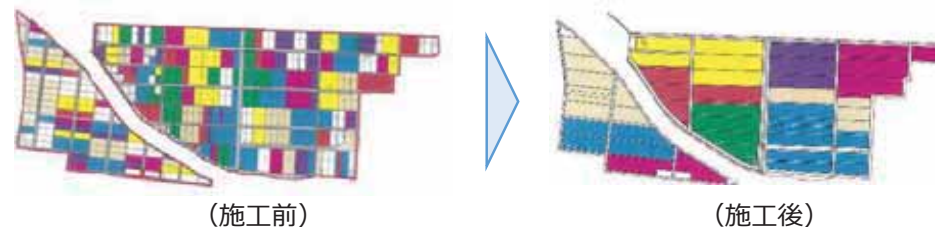
＜事業の流れ＞



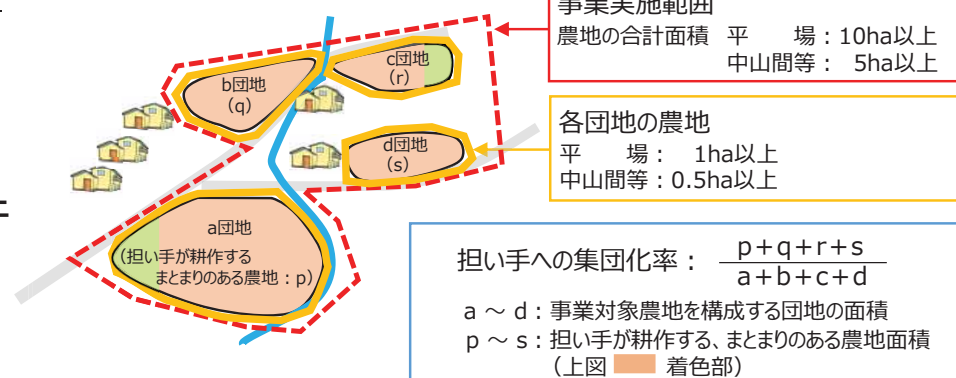
※ 農地整備事業の場合

＜事業イメージ＞

機構が借り受けている、まとまりのある農地を対象に区画整理等を実施。
（機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能。）



＜農地面積・集団化の考え方＞



【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

[水田の活用(田んぼダム)・用排水施設等の活用・農地保全]

農地耕作条件改善事業

【令和4年度予算概算決定額 24,790（24,790）百万円】

<対策のポイント>

農地中間管理事業の重点実施区域等において、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善や、農地中間管理機構による担い手への農地集積の推進、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、営農定着に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせ支援します。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割〔令和5年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域内農地集積型

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を支援します。

2. 高収益作物転換型

基盤整備と一体的に行う輪作体系の検討や実証展示ほ場の運営、高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ支援します。

3. 未来型産地形成推進条件整備型

水田転換や既存産地の改良とともに、省力技術・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を形成する取組を支援します。また、果樹については、早期成園化等の取組を併せて支援します。

4. スマート農業導入推進型

基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等、スマート農業の導入について支援します。

5. 病害虫対策型

病害虫の発生予防・まん延防止に資する土壌改良や排水対策等を支援します。

6. 土地利用調整型

多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援します。

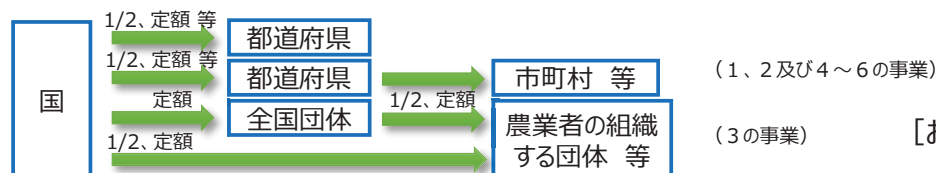
※ 農地整備・集約協力金（整備費の最大12.5%）の活用により、農業者負担の軽減を図ることが可能（3の事業を除く）

【実施要件】

- ① 事業対象地域：農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 農業者数2者以上 等

※ 下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

きめ細かな耕作条件改善の支援



高収益作物への転換に向けた取組支援



労働生産性を抜本的に高めたモデル産地形成



スマート農業導入の支援



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）
農産局園芸作物課（03-3501-4096）

[水田の活用(田んぼダム)・農地保全]

農地耕作条件改善事業（１／４）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構等による担い手への農地集積を推進するとともに、営農定着に必要な取組を支援することが重要。
- このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善や、高収益作物への転換、モデル的な産地形成、スマート農業の導入促進に向け、ハードとソフトの両面から機動的に支援。

新たな事業型の創設

政策目的に対応し次の型を創設

- ・**病害虫対策型**：病害虫の発生予防・まん延防止に資する土層改良等を支援
- ・**土地利用調整型**：多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援

流域治水対策の推進【新設】

- ・田んぼダム推進に向けた整備及び調整経費を支援
- （定額助成）畦畔補強及び排水改良（排水路整備）、調査・調整経費

維持管理省力化に向けた支援【拡充】

畦畔や法面等の草刈労力の軽減のため、

- ・幅広畦畔や法面の緩傾斜化といった基盤整備
- ・共同利用の除草機器導入

定率助成にて支援



法面の緩傾斜化



除草アタッチメント



リモコン式草刈機



無人草刈機

採択要件

- ・**対象区域**：農地中間管理事業の重点実施区域等（農地中間管理機構との連携概要を策定）
- ・事業費200万円以上 ・農業者2戸以上
- ・**事業主体**：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人 等
- ・使用する型によって計画策定などが要件として設定

① 地域内農地集積型

きめ細かな整備とともに、農地中間管理機構による地域内への担い手への農地集積を推進します。

定額助成

- （ハード）区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、末端畑地かんがい施設、用排水路や農道の更新整備※1
- （ソフト）1地区当たり上限300万円（年基準額）の条件改善促進支援 等

定率助成※2

- （ハード）農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農地造成、農用地の保全、営農環境整備
- （ソフト）ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援、条件改善促進支援 等

※1 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当区画拡大（6.5万円/10a等）、暗渠排水（10.0万円/10a等）など

※2 定率助成の補助率は、平地50%、中山間地域55% など

きめ細かなハード整備



畦畔除去



水路の更新

[水田の活用(田んぼダム)・農地保全]

日本型直接支払のうち

多面的機能支払交付金

【令和4年度予算概算決定額 48,702 (48,652) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

※「広報活動・農的関係人口の拡大」の中で「地域外からの呼び込み活動」も対応可

交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,652 (1,602) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。また、本交付金の効果や取組状況等の調査を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農地維持支払

・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

(円/10a)

項目		都府県	北海道	
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田	400	320
		畑	240	80
農村協働力の深化	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合	草地	40	20
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400	320
小規模集落支援	既存活動組織が、地域資源の保安全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保安全管理を行う取組を支援	田	1,000	700
		畑	600	300
		草地	80	40
項目		都府県	北海道	交付金（定額）
広域化への支援	広域活動組織の面積規模等に応じた交付額	3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織
		200ha以上	3,000ha以上	8万円/年・組織
		1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織

※下線部は拡充内容

【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課（03-6744-2197）

【水田の活用(田んぼダム)・ため池の活用・用排水施設等の活用・農地保全】

中山間地域農業農村総合整備事業 <公共>

【令和4年度予算概算決定額 5,140 (5,683) 百万円】
 (令和3年度補正予算額 1,503百万円)

<対策のポイント>

中山間地域の特色を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路やほ場等の農業生産基盤と生産・販売施設等の一体的な整備を推進します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農の確立に向けた取組の着実な推進

<事業の内容>

1. 事業内容

①農業生産基盤整備

- ・ 所得確保のための農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水
- ・ 国土保全のための農用地保全施設
- ・ 農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化等

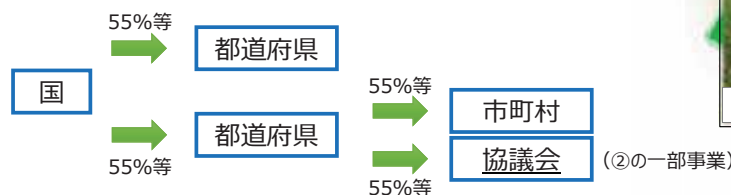
②農村振興環境整備 (①に付帯して実施)

- ・ 農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設
- ・ 高収益作物の導入に必要な農業施設
- ・ 新規就農者の滞在や農泊にも利用可能な施設
- ・ 地産地消型エネルギーシステム構築のための農村資源活用推進施設 等

2. 対象地域

農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)

[水田の活用(田んぼダム)・ため池の活用・用排水施設等の活用・農地保全]

農山漁村地域整備交付金 <公共>

【令和4年度予算概算決定額 78,398 (80,725) 百万円】

<対策のポイント>

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<事業目標>

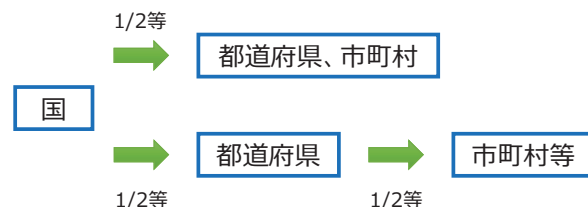
- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割〔令和5年度まで〕）
- 木材供給が可能となる育成林の資源量（20.7億m³〔令和5年度まで〕）
- ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策の実施率（64%〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
 - ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
 - ② 森林分野：予防治山、路網整備等
 - ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

※ この他、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。
3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

交付金を活用した事業例

【農業農村基盤整備】



ほ場整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進



老朽化した用水路の整備・更新

【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）



漁村における津波避難対策（避難地、避難路の整備）

【森林基盤整備】



林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現



治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】



津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進



津波・高潮対策としての水門整備

（共通）切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラ整備

【お問い合わせ先】（農業農村分野）農村振興局地域整備課（03-6744-2200）
 （森林分野）林野庁計画課（03-3501-3842）
 （水産分野）水産庁防災漁村課（03-6744-2392）

[用排水施設等の活用・農業用ダムの活用・農地保全]

国営かんがい排水事業〈公共〉

【令和4年度予算概算決定額 105,286（105,511）百万円】
（令和3年度補正予算額 21,255百万円）

<対策のポイント>

農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用排水施設の整備を行い、**農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良**を図ります。

<事業目標>

- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合（10割〔令和7年度まで〕）
- 更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を節減する地区の割合（10割〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

農業用水の確保、適期・適量供給、排水改良を図るため基幹的な農業水利施設の整備・更新を行います。

1. 一般型（実施要件：受益面積3,000ha以上 等）

地域に適した水利・排水システムの確立のために行う農業用排水施設の整備

2. 特別型（実施要件：受益面積500ha以上 等）

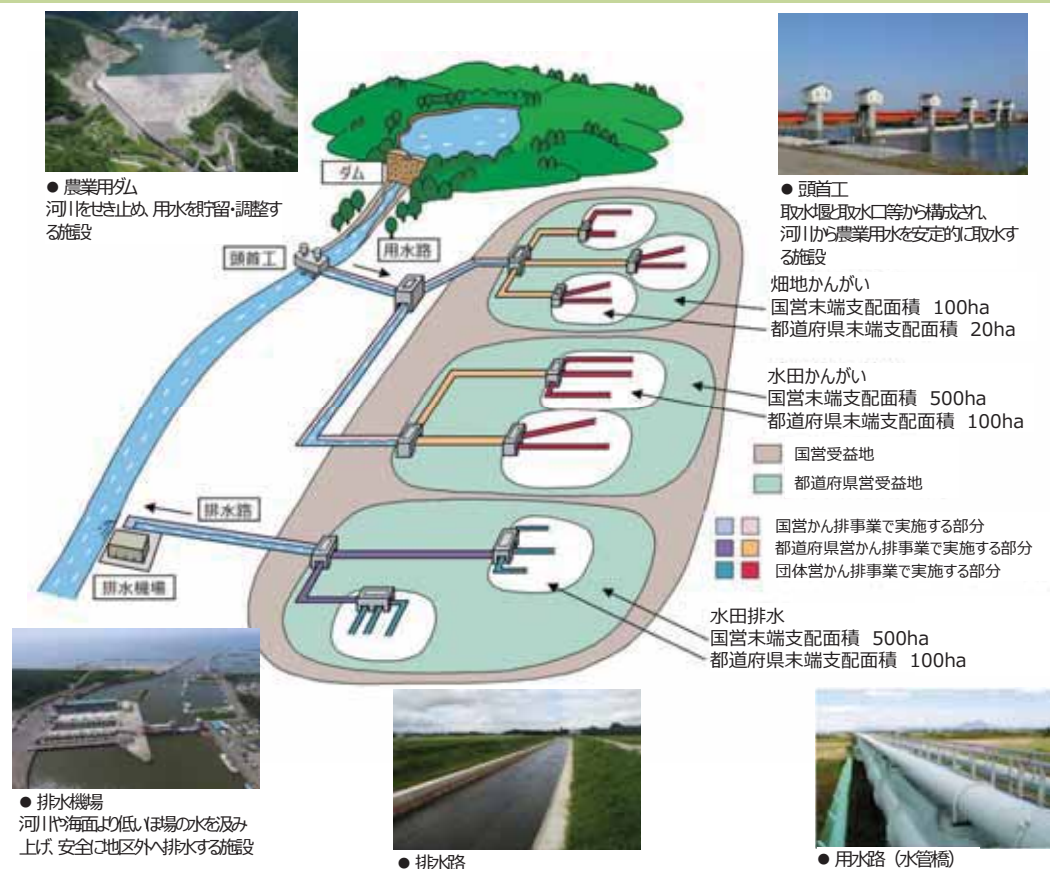
- ・ 高収益作物の導入・転換に必要な畑地化・汎用化を行うための整備
- ・ 担い手への農地集積を目的とした水利システムの再編を行うための整備
- ・ 治水協定ダムの利水機能の確保及び洪水調節機能の強化を行うための整備
- ・ 老朽化等による機能低下が見られる施設の集約・再編を伴う整備
- ・ 突発事故発生時の事後保全対策、事故リスクのある箇所の予防保全対策及び施設の長寿命化対策の一体的な実施
- ・ 小水力等発電施設の導入や用排水機の省エネルギー化等、低炭素型の農業水利システムへの移行のための整備を加速して推進

※下線部は拡充内容

<事業実施主体>

国（国費率：農林水産省 2/3、北海道・離島 75%、沖縄・奄美 90% 等）

<事業イメージ>



【お問い合わせ先】農村振興局水資源課（03-6744-2206）

【用排水施設等の活用・農業用ダムの活用・農地保全】

農業競争力強化基盤整備事業（水利施設等保全高度化事業）のうち

水利施設整備事業＜公共＞

【令和4年度予算概算決定額 62,717（68,045）百万円の内数】
（令和3年度補正予算額 91,533百万円の内数）

＜対策のポイント＞

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン化・ICT化等により水利用の高度化、水管理の省力化を図ります。

＜事業目標＞

- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を節減する地区の割合（10割〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 基幹的な農業水利施設等（ダム、頭首工、用排水機場、幹線用水路等）の整備
地域の営農方針に応じて農業水利施設の新設、廃止又は変更を実施
2. 基幹的な農業水利施設等の長寿命化対策や施設の集約・再編
機能保全計画に基づき、農業水利施設の更新・長寿命化対策や集約・再編を実施
※国営又は県営施設と一体的に行う団体営施設の整備を対象に追加、突発事故復旧事業を同科目に統合
3. 農業用ダムの洪水調節機能の強化を含む流域治水対策の推進
 - ① 農業用ダムの放流施設の整備や堆砂対策、水位計等の水管理システム整備を実施
 - ② 田んぼダムに取り組む地域において基幹から末端までの施設を一体的に整備
4. 脱炭素化の推進
小水力発電施設の導入や用排水機の省エネ化等を加速して推進
5. 戦略作物（麦・大豆等）の作付や農地の集積・集約を促進するための水利システムの確立
担い手への農地集積を推進するための農業水利施設の整備等を実施
【附帯事業】 中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費 等
6. 管理の省力化・低コスト化に資する簡易な農業水利施設の整備
ゲート・分水工の自動化など、管理の省力化等に資する簡易な整備を実施
7. 施設を効率的に整備・活用するための調査・実施計画策定等
水利用の調整や施設計画・機能保全計画の策定、資産評価データの整備を実施

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課（03-3502-6246）

【ため池の活用・用排水施設等の活用・農地保全】

農業水路等長寿命化・防災減災事業

【令和4年度予算概算決定額 25,403（25,813）百万円】

＜対策のポイント＞

農業水利施設のきめ細かな長寿命化対策や機動的な防災減災対策等を支援します。

＜事業目標＞

- 農業水路の長寿命化対策により安定的に農業生産が維持される農地面積（約20万ha〔令和7年度まで〕）
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. きめ細かな長寿命化対策

- ① 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、分水ゲートの自動化、パイプライン化、水管理のICT化、自動給水栓の導入などによる水管理・維持管理の省力化を支援します。
- ② ハード対策を行うための機能診断・機能保全計画の策定等を支援します。

2. 機動的な防災減災対策

- ① 災害の未然防止に必要な施設整備、リスク管理のための観測機器の設置、ため池の廃止等の防災減災対策を支援します。（埋立によるため池廃止を定額助成の対象に追加）
- ② ハード対策を行うための耐震性点検・調査等を支援します。
- ③ 浄化槽法により単独処理浄化槽を廃止し農業集落排水管路へ接続する経費を支援します。

3. ため池の保全・避難対策

ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、管理者への指導・助言等の経費を支援します。（サポートセンターは定額補助（10百万円まで）又は50%補助（20百万円まで））

4. 施設情報整備・共有化対策

農業水利施設情報等のGIS化を支援します。

※下線部は拡充内容

【実施区域】 農振農用地、生産緑地 等

【実施要件】 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、
工事期間3年（ため池の場合は5年）以内 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

きめ細かな長寿命化対策



漏水防止のための整備



老朽化した施設の機能診断

施設情報整備・共有化対策



施設情報等のGIS化

機動的な防災減災対策



ため池の整備



ため池の廃止

ため池の保全・避難対策



ため池の現地パトロール

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)
 防災課 (03-6744-2210)
 設計課 (03-6744-2201)
 地域整備課 (03-6744-2209)

[ため池の活用・用排水施設等の活用・農地保全]

国営総合農地防災事業＜公共＞

【令和4年度予算概算決定額 28,027（25,142）百万円】
（令和3年度補正予算額 4,120百万円）

＜対策のポイント＞

自然的・社会的な状況の変化に起因した農地・農業用排水施設の機能低下や災害発生のおそれが生じている地域において、**農業用排水施設等を整備し、施設の機能回復や災害の未然防止を図ります。**

＜事業目標＞

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 （約21万ha〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農業用排水施設の機能回復

湛水被害や水質汚濁、地盤沈下による障害等に対応し、施設の機能回復や災害の未然防止を図るため、ダム、頭首工、幹線排水路、排水機場等の整備を行います。

2. 農業用排水施設の豪雨災害対策

豪雨による被害が発生した地域において、計画基準降雨の見直しを行い、必要な排水能力を有しない排水機場、排水路等の機能向上を行います。

3. 農業用排水施設の耐震化対策

大規模地震災害の発生に備え、必要な耐震性能を有していない大規模農業用排水施設の耐震化対策を推進します（農業者の申請によらず国の判断でも実施可能）。

4. 防災重点農業用ため池の豪雨災害対策、耐震化対策

大規模優良農業地域において、決壊した場合の影響が大きい防災重点農業用ため池の豪雨災害対策、耐震化対策等を行います。
〔令和12年度まで〕

【採択基準】受益面積3,000ha以上、末端支配面積300ha以上 等

＜事業実施主体＞

国（国費率：農林水産省2/3、北海道75%）

※下線部は拡充内容

＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-3502-6430）

[ため池の活用・用排水施設等の活用・農地保全]

農村地域防災減災事業 <公共>

【令和4年度予算概算決定額 40,725（44,909）百万円】
（令和3年度補正予算額 42,431百万円）

<対策のポイント>

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を推進します。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定（調査計画事業）

- 地域の防災減災対策に必要な諸条件に関する調査・農村地域防災減災総合計画の策定等

2. 農業用施設等の整備（整備事業）

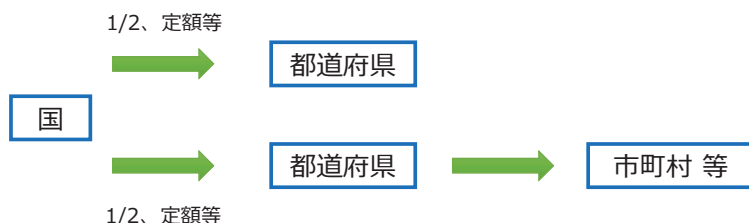
- 自然的、社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施、切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラの整備等

- ため池の洪水調節機能を強化するための整備

- 湛水被害が頻発する地域における調査・計画策定、排水施設整備、区画整理、ハウス移転等

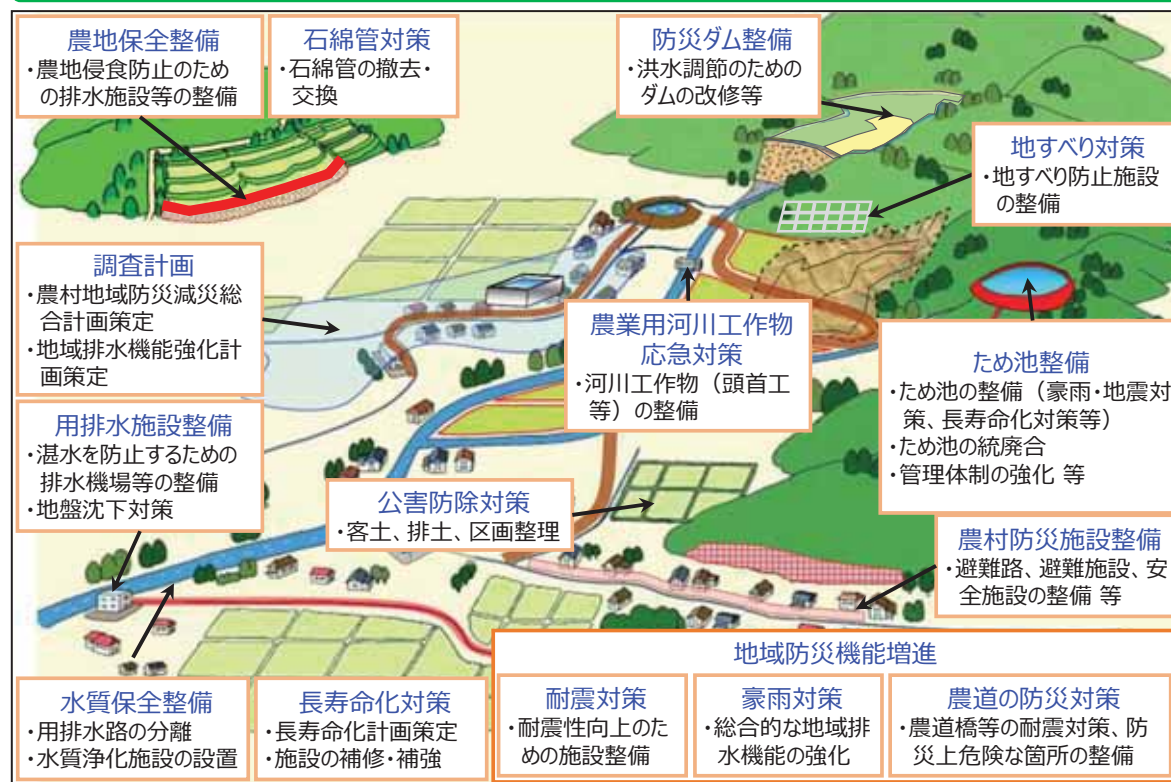
※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-6744-2210）

農村地域防災減災事業のうち

防災重点農業用ため池緊急整備事業＜公共＞【令和4年度予算概算決定額 40,725（44,909）百万円の内数】 （令和3年度補正予算額 42,431百万円の内数）

＜対策のポイント＞

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（ため池工事特措法）に基づき、防災重点農業用ため池のハード対策・ソフト対策を集中的かつ計画的に推進します。

＜事業目標＞

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

防災重点農業用ため池を対象として、**ため池工事特措法の有効期間**（令和13年3月まで）における以下の対策を支援します。

1. ハード対策（補助率：50％等）

- ① ため池の改修、附帯施設の整備等（**総事業費4千万円以上**）
- ② 「大規模なもの」、「中山間地域に存在するもの」及び「**緊急性が高いもの※**」については補助率55％で支援

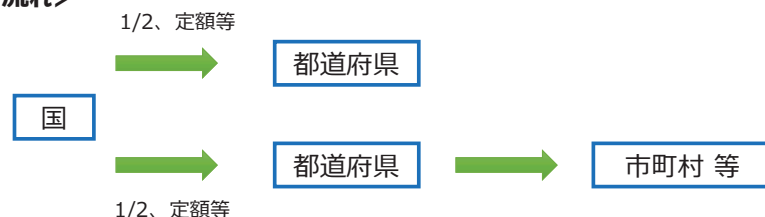
〔※ 浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの、又は周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの。〕

- ③ ①に併せ行う堆砂対策（堆砂率がおおむね10％以上のもの、**洪水時等における緊急放流が阻害されているもの等**）

2. ソフト対策（定額）

ため池の**劣化状況評価**、**地震・豪雨耐性評価**、**管理・監視体制の強化等**

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】農村振興局防災課（03-6744-2210）

農村地域防災減災事業の拡充事項

- (1) 流域治水の取組の一環として、大雨が予想される際にあらかじめため池の水位を下げるなど洪水調節機能の強化に資する事業を追加する。
- (2) 豪雨が頻発化し、同じエリアで複数年連続して農地等が湛水被害を受けている実態を踏まえ、湛水被害を受けやすい土地からの農業用ハウス移転や当該土地の排水施設整備を行うなど、土地利用の見直しを含む地域の総合的な防災・減災対策が行える事業を追加する。

(1) ため池の洪水調節機能の強化

洪水吐きスリットの設置の例



【対象】

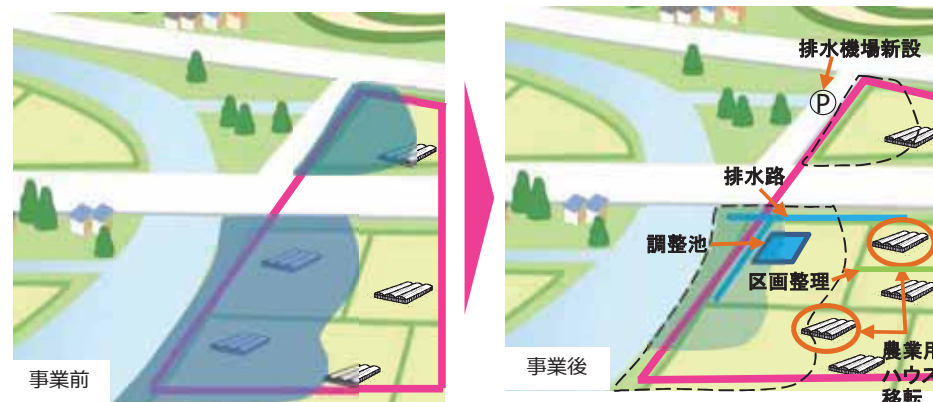
流域治水プロジェクトが策定された水系等にあるため池

【事業内容】

- ・洪水調節容量の確保に必要なため池堤体の嵩上げ
- ・ため池の低水位管理が可能となる洪水吐きスリット等の整備
- ・廃止予定のため池の貯水容量を洪水調節容量として存置するための整備

(2) 湛水被害総合対策

事業のイメージ



【対象地域】

過去10年間に2回以上の湛水被害が生じた地域（流域治水プロジェクトが策定された水系等）

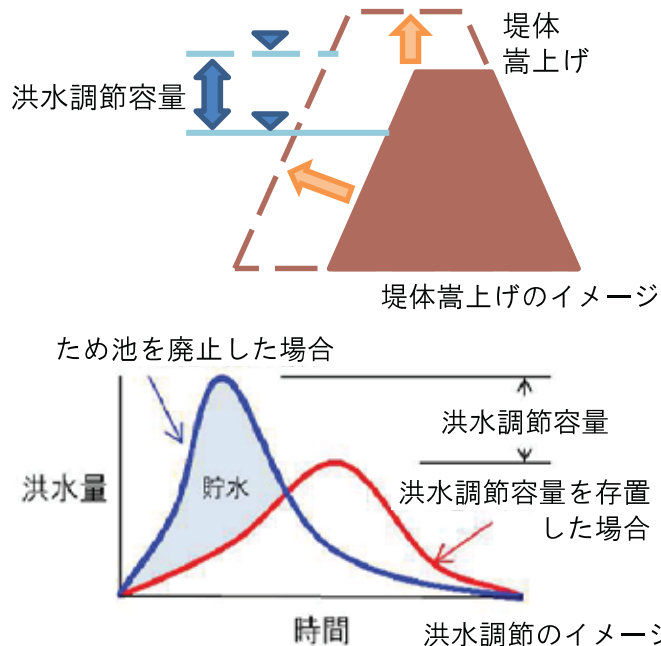
【事業内容】

- 湛水被害総合対策計画策定、実施計画策定
- 排水施設整備と併せて次のうち必要な工種を組み合わせる実施
 - ・農業生産基盤整備（区画整理等）
 - ・農業用ハウス移転等

ため池洪水調節機能強化事業

流域治水の取組の一環として、流域治水プロジェクトや治水協定が策定・締結された地域等において、ため池の本来の機能であるかんがい機能に加え、洪水調節容量の賦与・増進、低水位管理に必要な整備を行い、また廃止予定ため池の洪水調節容量の存置のための整備を行い、ため池の洪水調節機能の強化を推進する。

1. 洪水調節機能の賦与・増進



2. 低水位管理に必要な整備



洪水吐きスリットの設置の例

3. 廃止予定ため池の洪水調節容量の存置

農業用水源として利用のない
若しくはなくなる見込みのため池

別事業

本事業対象

開削、埋立による
貯水機能の喪失

洪水調節容量を存置

【主な整備内容】

- ・ 堤体の改修
- ・ 洪水吐きの改修
- ・ 放流施設の改修

※整備後は地方公共団体が管理行う

【対象】

次のいずれかに該当するもの。

- ・ 流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は当該年度中に策定・改定される見込みの水系で実施するもの。
- ・ 治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施するもの。
- ・ 地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置付けられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの。

【事業内容】

- ・ 洪水調節容量の賦与・増進に必要な改修
- ・ 低水位管理に必要なスリット等の整備
- ・ 廃止予定ため池における洪水調節容量の存置に必要な改修

湛水被害総合対策

近年、豪雨被害が頻発し、同じエリアで複数年連続して農用地が湛水被害を受け、営農意欲が減退するケースが発生している。特に施設園芸をはじめとした畑作においては、湛水に脆弱である一方、個々人の農地の制約から湛水被害を受け易いほ場において営農が行われるケースが散見される。

このため、当該地域において排水施設整備をはじめとする農業生産基盤整備や湛水被害を受け易い土地からの農業用ハウスの移転を行うなど、土地利用の見直しを含む地域の総合的な防災・減災対策が行えるよう事業を拡充する。

湛水被害の状況

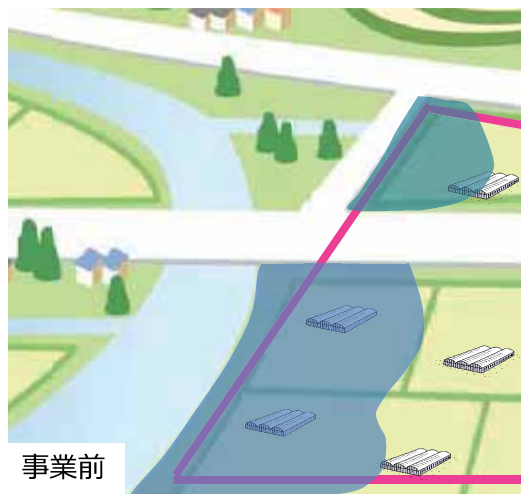


(R2.7月豪雨 久留米市)

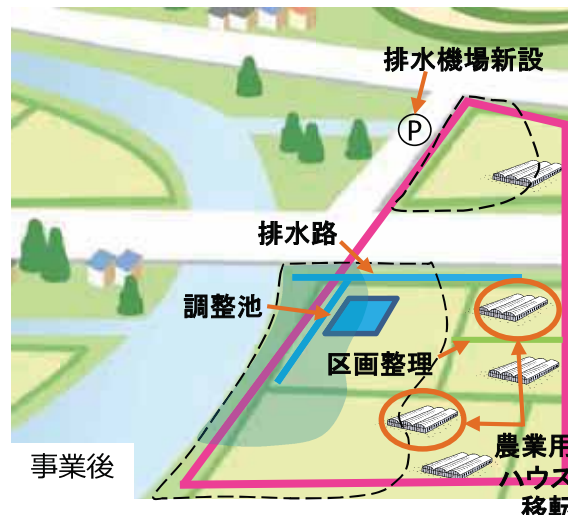


(農業用ハウスの湛水状況 久留米市)

事業のイメージ



事業前



事業後



(排水機場整備)



(農業用ハウス移転)

【対象地域】

過去10年間に2回以上の湛水被害が生じた地域であって、次のいずれかに該当するもの。

- ・流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施するもの
- ・治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施するもの
- ・地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置付けられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの

【事業内容】

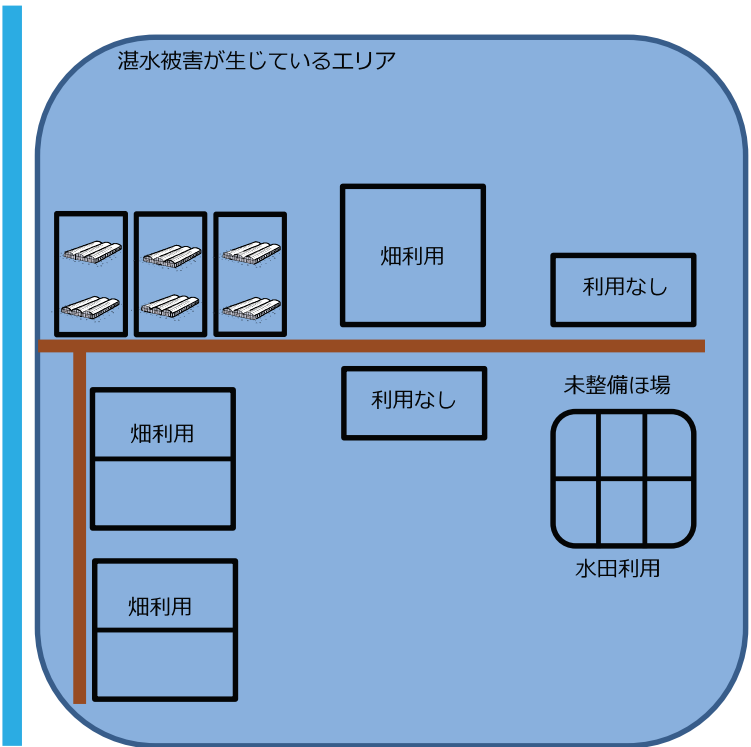
- ①ソフト：湛水被害総合対策計画策定、実施計画策定
- ②ハード：排水施設整備と併せて次のうち必要な工種を組み合わせ実施
 - ・農業生産基盤整備
 - ・農業用ハウス移転等

【受益面積】

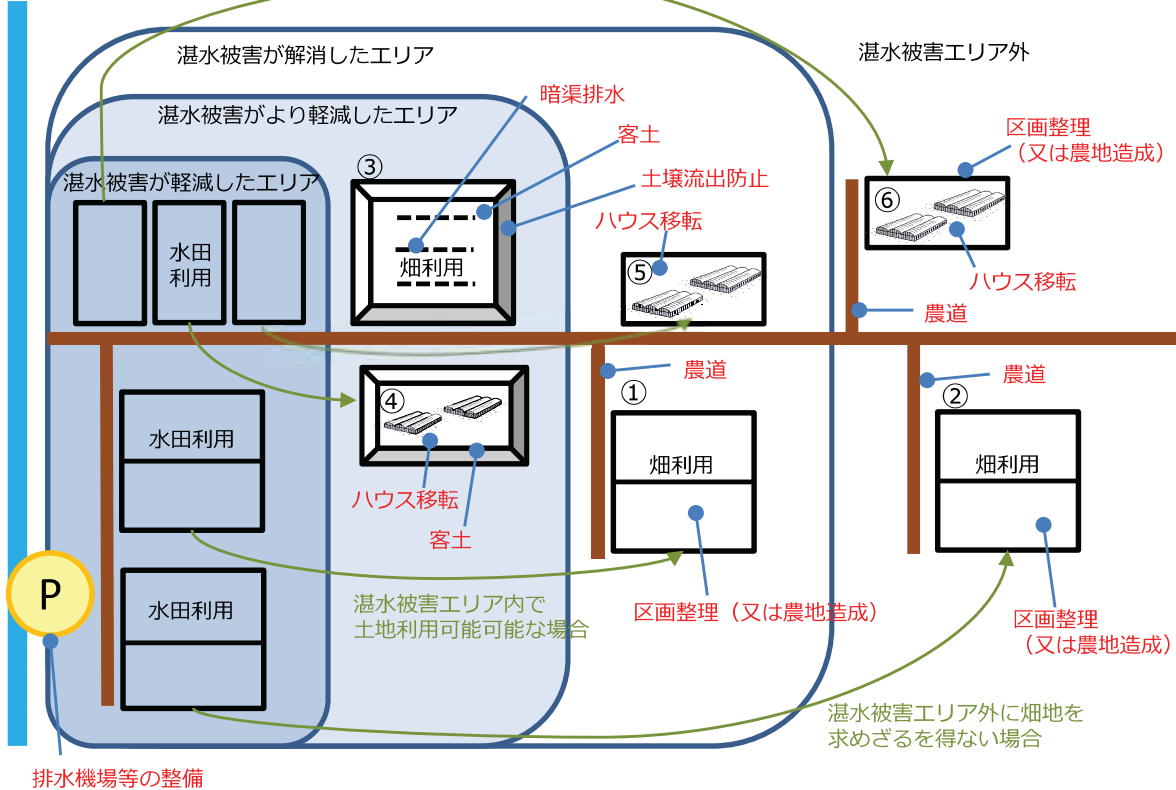
受益面積の合計がおおむね20ha以上
(中山間地域において行うものはおおむね10ha以上)

湛水被害総合対策事業の組み合わせ例

事業実施前



事業実施後



	農業生産基盤整備事業						高付加 価値農業 施設移設
	農業用 排水施設	農道	区画整理 (又は 農地造成)	客土	暗渠排水	その他	
ケース①	○	○	○				
ケース②		○	○				
ケース③				○	○	○	
ケース④				○			○
ケース⑤							○
ケース⑥		○	○				○

[用排水施設等の活用・農業用ダムの活用・農地保全]

基幹水利施設管理事業 <公共>

【令和4年度予算概算決定額 3,450（3,719）百万円】

<対策のポイント>

大規模で公共・公益性の高い国営造成施設の管理に係る経費を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

<事業目標>

安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

<事業の内容>

国営土地改良事業によって造成された一定規模以上の施設であって、公共・公益性に鑑み地方公共団体が管理している施設について、国が維持管理に係る経費の一部を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

1. 一般型（国庫補助率：30%（治水協定を締結したダムは1/3））

次の要件全てに該当する、ダム、頭首工、用排水機場、排水樋門及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路

- ① 国により都道府県または市町村へ管理委託されたものであること
- ② 1施設当たりの受益面積がおおむね1,000（地盤沈下地帯にあっては500）ha以上、畑を受益とするものにあっては300（地盤沈下地帯にあっては100）ha以上
- ③ 非農地率がおおむね10%以上
- ④ 施設の規模等に係る要件に該当する施設又は流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設

2. 特別型（国庫補助率：40%又は1/3）

次の要件全てに該当するダム、頭首工、排水機場、防潮水門

- ① 国により都道府県へ管理委託されたものであること
- ② 1施設当たりの受益面積がおおむね3,000ha以上
- ③ 非農地率がおおむね20%以上
- ④ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの

<事業イメージ>



(ダム)



(頭首工)



(用水機場)



(排水機場)



(排水樋門)



(排水分水ゲート)



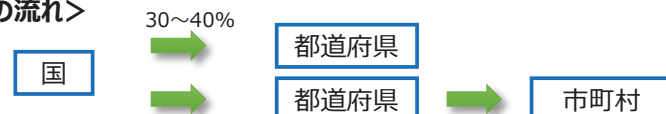
(幹線水路)



(防潮水門)

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課（03-3591-7073）

【ため池の活用・用排水施設等の活用・農業用ダムの活用・農地保全】

水利施設管理強化事業＜公共＞

【令和4年度予算概算決定額 2,086（1,849）百万円】

＜対策のポイント＞

国営造成施設等の管理について、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

＜事業目標＞

安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

＜事業の内容＞

集中豪雨の頻発化等によって農業水利施設の公的な役割が増大し、施設管理が複雑化・高度化していることから、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

【対象施設】

1. 管理強化計画に基づき土地改良区が管理する国営及び国営附帯県営造成施設
2. 洪水調節機能強化に取り組む農業用ダム及び流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業用ため池、排水機場等の農業水利施設（1.の施設を除く）

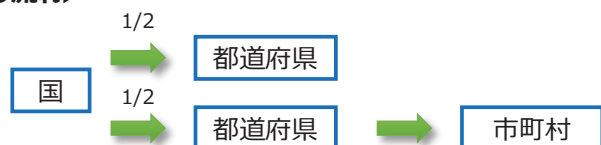
【対象経費】

1. 一般型（国営及び国営附帯県営造成施設）
 - ① 防災・減災機能を有する施設※：洪水調節機能強化等を含む多面的機能の発揮に対応した費用（維持管理費の「0.75/1.75」相当）
 - ② ①以外の施設：多面的機能の発揮に対応した費用（維持管理費の「0.6/1.6」相当）

※地方公共団体が地域防災計画等に位置付けた施設及び治水協定締結ダム
2. 特別型（治水協定ダム等）
 - ① 治水協定ダム：事前放流等利水を目的とした操作管理を超える取組に要する費用
 - ② 流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設：農業用ため池の低水管理等利水を目的とした操作管理を超える取組等に要する費用

※下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農業水利施設を取り巻く情勢の変化による、施設管理の複雑化・高度化

集中豪雨の増加

都市化・混住化

農業構造等の変化



市街地・集落の浸水

水路への廃棄物流入

営農の多様化による水需要の変化



施設の役割に応じた支援

農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮

農業用ため池の低水管理

スクリーンの除塵作業

きめ細かな操作管理



【お問い合わせ先】農村振興局水資源課（03-6744-1363）

[用排水施設等の活用・農地保全]

土地改良施設維持管理適正化事業 <公共>

【令和4年度予算概算決定額 4,135 (3,312) 百万円】

<対策のポイント>

農業水利施設の定期的な修繕・補修や防災減災等のための緊急性の高い施設整備を推進します。

<事業目標>

- 安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（21万ha〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 施設整備補修

施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる修繕・補修（原動機等のオーバーホール、用排水路の修繕・補修等）

2. 施設改善整備対策

水田地域において高収益作物を導入し、産地形成を図るために必要な整備補修（漏水防止のための水路整備等）

3. 安全管理施設整備対策

農業水利施設への転落事故を防止するための安全管理施設（フェンス、通行止門扉等）の整備

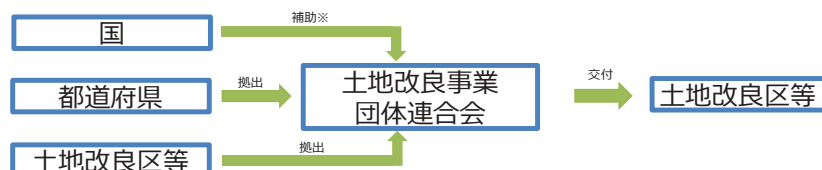
4. 緊急整備補修

予測し得ない事故等により緊急に必要となる整備補修

5. 防災減災機能等強化対策

防災・減災対策、施設管理の省エネ化・再エネ利用や省力化のための施設整備（ため池や排水機場等の整備、高効率モータへの更新、遠隔制御機器の導入等）

<事業の流れ>

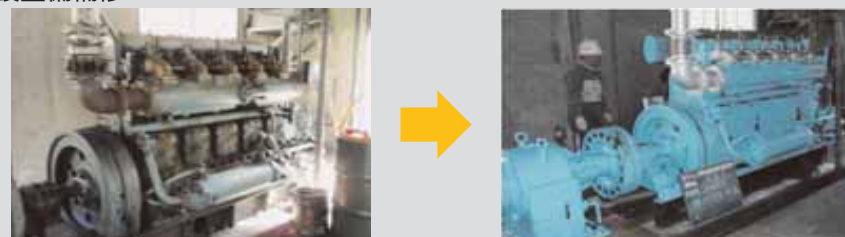


※ 1～4は30%、5は50%

※ 下線部は拡充内容

<事業イメージ>

施設整備補修



原動機の分解補修、塗装

防災減災機能等強化対策

防災・減災機能の強化



ため池護岸の整備



排水門の電動化

施設管理の省エネ化



高効率型モータへの更新



進相コンデンサの設置

施設管理の省力化



監視装置の設置



水位計の設置

【お問い合わせ先】 農村振興局土地改良企画課（03-3502-6006）

令和4年度 農業農村整備事業に係る地方財政措置の主な拡充事項

1 事業制度の拡充に合わせて以下のガイドラインを設定し、地方財政措置の適用措置を拡大

(1) 流域治水対策（田んぼダムを取組の推進）

田んぼダムを取組の推進を通じた流域治水対策をより一層推進するため、以下の事業で実施する関連施設整備について、農家負担を求めないガイドラインを設定。

○農地整備事業（参考資料1）

（国営緊急農地再編整備事業、農業競争力強化農地整備事業、農地耕作条件改善事業 等）

基本事業である農地整備事業と併せて、田んぼダムを取組に必要な整備を行う場合、農地整備事業については従前のガイドラインを、流域治水に資する排水施設の整備については農家負担を求めないガイドラインを適用。

○水利施設等保全高度化事業（流域治水推進型）

田んぼダムを取組地域において、湛水による営農への影響を最小限にし、営農再開に向けて速やかな排水を行うため、基幹から末端までの農業水利施設の一体的な整備を行う場合、農家負担を求めないガイドラインを適用。

(2) 農村地域防災減災事業（湛水被害総合対策）

湛水被害が頻発する地域において、農地の被害軽減を図るため、地域内の土地利用の見直しを含む地域の総合的な防災・減災対策を行う事業の拡充についても、農家負担を求めないガイドラインを適用。

2 「公共施設等適正管理推進事業費」の延長（参考資料2）

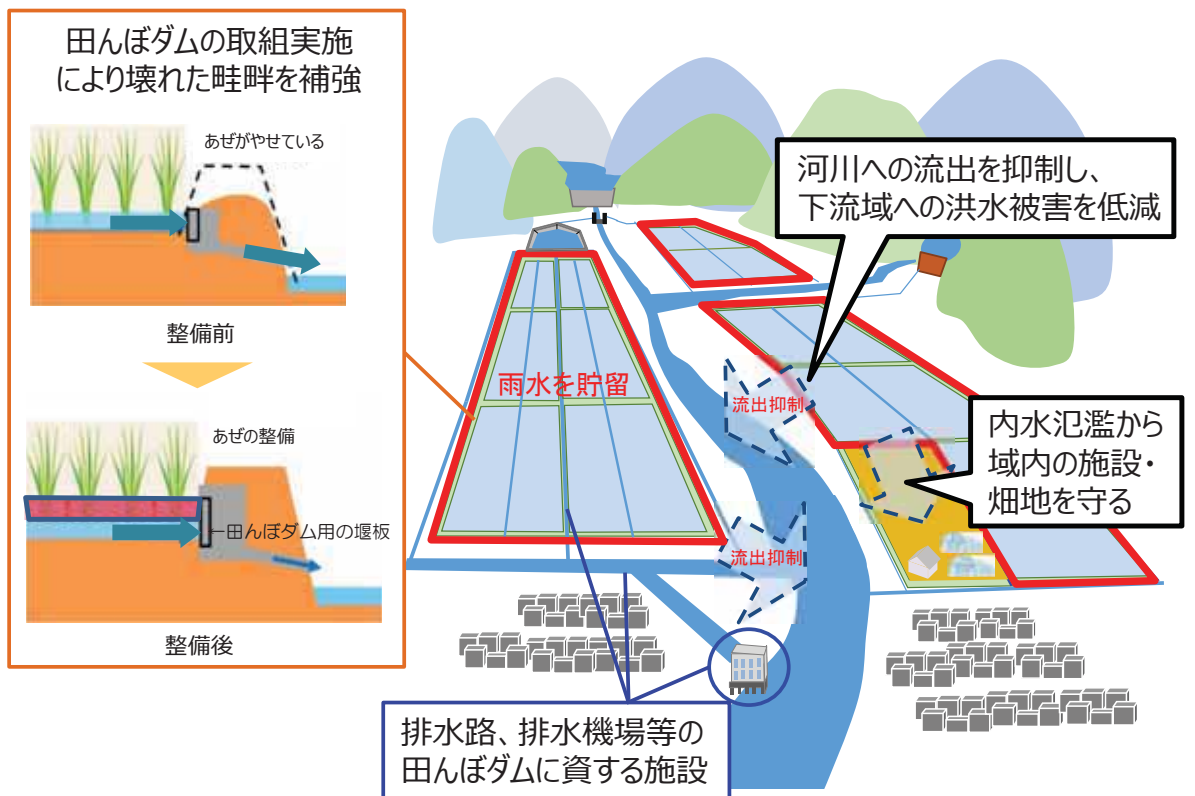
国民の安全・安心な社会経済活動基盤となる公共施設やインフラの老朽化対策等を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%、交付税措置率30～50%）を5年間延長（令和8年度まで）。

（長寿命化事業において、農業水利施設、農道、地すべり防止施設の老朽化対策も引き続き対象）

田んぼダムの取組の導入に対する支援策について

参考資料1

田んぼダムの取組の導入・効果



田んぼダムの導入促進

- 農業者が安心して田んぼダムの取組を導入できるようにするため、以下の制度を創設

【要件】

- 田んぼダム推進計画を策定していること
- 地区面積の5割以上で田んぼダムに取り組むこと
- 流域治水プロジェクト等に位置付けられること

【内容】

- 田んぼダムの取組実施により壊れた畦畔の補強や排水路補修等を支援（整備費用を定額助成）
- 関係農家の意向調査活動、水利用・土地利用・作付調整活動、関係機関との調整等の調査、調整活動を支援（調査・調整費用を定額支援）

【実施主体】

都道府県、市町村、土地改良区

田んぼダムに取り組む地区において、**防災ガイドライン**※の適用を可能とする。

※田んぼダムに資する排水施設の整備費用について、ガイドラインにおける地方負担割合を超過した負担分についても公共事業等債等を適用可能とする。

公共施設等の適正管理の推進

- 公共施設等の適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、対象事業及び事業費を拡充した上で、事業期間を5年間延長

【事業期間】

令和4年度～令和8年度（「脱炭素化事業」は令和4年度～令和7年度）

【事業費】

5,800億円（令和3年度：4,800億円）

【対象事業】

- 「長寿命化事業」の拡充
（空港施設、ダムの追加）
- 「脱炭素化事業」の追加 ※詳細は次頁



【地方財政措置】

公共施設等適正管理推進事業債 ※下線部は令和4年度の変更部分

対 象 事 業	充当率	交付税措置率
① 集約化・複合化事業 ・ 延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業	90%	50%
② <u>長寿命化事業【拡充】</u> 【公共用建物】 ・ 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業 【社会基盤施設】 ・ 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定規模以下等の事業） （道路、河川管理施設（水門、堤防、 <u>ダム（本体、放流設備、観測設備、通報設備等）</u> ）、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、 <u>空港施設</u> 、治山施設・林道、漁港施設、 <u>農業水利施設・農道・地すべり防止施設</u> ）	90%	財政力に応じて 30～50%
③ 転用事業 ・ 他用途への転用事業		
④ 立地適正化事業 ・ コンパクトシティの形成に向けた事業		
⑤ ユニバーサルデザイン化事業 ・ バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業 ・ 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		
⑥ <u>脱炭素化事業【新規】</u> ※令和4年度～令和7年度（4年間） ・ 地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている事業		
⑦ 除却事業	90%	—

令和3年度 農業農村整備事業に係る地方財政措置の主な拡充事項(1／3)

(1) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る地財措置

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による事業の地財措置については、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債または補正予算債により措置（充当率100%、交付税措置率50%）

(参考資料1)

(2) 防災重点農業用ため池の整備に係る地財措置

「5か年加速化対策」によらずに、「防災重点農業用ため池緊急整備事業」により整備する防災重点農業用ため池に係る地財措置は、公共事業等債において措置（充当率90%、地方負担に対する交付税措置率を通常の20%から45%に引上げ）

※令和7年度までの5年間の措置であり、その後については、ため池工事特措法の施行の状況等を勘案して、再検討

(参考資料1)

(3) ため池等の浚渫の推進

緊急浚渫推進事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の対象施設に、農業用ため池及び貯水能力を有する土地改良施設（クリーク及び農業用ダム等）を追加（令和6年度までの4年間の措置）

※土砂等の除去、樹木伐採等に係る費用（土砂等の除去等の実施に当たり必要となる測量・設計費を含む）、附帯工事費、除去した土砂等の運搬・処理費用、土砂等の除去や処分等のために必要不可欠な用地取得費が対象

※地方公共団体や土地改良区（県土連含む）が所有または管理する施設について、地方公共団体が事業を実施する場合の負担、または土地改良区が事業を実施する場合の地方公共団体の助成が対象

(参考資料2)

(4) 緊急自然災害防止対策事業債の延長・拡充

緊急自然災害防止対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%）を5年間延長（令和7年度まで）するとともに、対象事業を拡充（事業費4,000万円未満の防災重点農業用ため池の整備等）

令和3年度 農業農村整備事業に係る地方財政措置の主な拡充事項(2/3)

(5) 新たなガイドラインの設定

①洪水調節機能強化対策（国営かんがい排水事業・水利施設整備事業）

かんがい排水事業（直轄及び補助事業）の中で実施する洪水調節機能の強化に資する施設整備については、農家への便益（生産性の向上）に直接繋がらないことから、農家の負担を求めないガイドラインを適用※

地帯区分	国営				都道府県営				団体営			
	国	都道府県	市町村	農家	国	都道府県	市町村	農家	国	都道府県	市町村	農家
内地	2/3	30%	3.4%	0%	50%	32%	18%	0%	50%	21%	29%	0%
	70%	30%	0%	0%								
北海道	75%	25%	0%	0%	50%	32%	18%	0%	50%	21%	29%	0%
	80%	20%	0%	0%								
	85%	15%	0%	0%								
沖縄	90%	10%	0%	0%	80%	13%	7%	0%	80%	9%	11%	0%
	95%	5%	0%	0%								
奄美	90%	10%	0%	0%	65%	23%	12%	0%	65%	15%	20%	0%
離島	75%	25%	0%	0%	50%	32%	18%	0%	60%	17%	23%	0%
	80%	20%	0%	0%								
	85%	15%	0%	0%								

※洪水調節機能強化対策に係る負担については、標準的な費用負担の水準にかかわらず、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする（防災事業と同様、地方公共団体の実負担分に地方財政措置が適用される）

令和3年度 農業農村整備事業に係る地方財政措置の主な拡充事項(3/3)

②防災重点農業用ため池緊急整備事業

事業は、近年頻発化・激甚化する自然災害を踏まえた緊急的な対策であり、公共性が高く、生産性の向上に繋がらない防災工事であることから、農家の負担を求めないガイドラインを適用

地帯区分	都道府県営				団体営			
	国	都道府県	市町村	農家	国	都道府県	市町村	農家
内地	50%	34%	16%	0%	50%	21%	29%	0%
	55%	34%	11%	0%	55%	21%	24%	0%
北海道	50%	34%	16%	0%	50%	21%	29%	0%
	55%	34%	11%	0%	55%	21%	24%	0%
沖縄	80%	13%	7%	0%	80%	9%	11%	0%
奄美	66.6%	21.4%	12%	0%	66.6%	14.4%	19%	0%
	70%	21.4%	8.6%	0%	70%	13%	17%	0%
離島	60%	34%	6%	0%	60%	17%	23%	0%

③水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）

基幹水利施設保全型の実施主体に市町村を新たに追加したことから、市町村営のガイドラインを設定

地帯区分	市町村営			
	国	都道府県	市町村	農家
内地	50%	18%	25%	7%
北海道	50%	18%	25%	7%
沖縄	80%	8%	9%	3%
奄美	65%	13%	17%	5%
離島	50%	18%	25%	7%

ため池整備事業の地方負担に対する地方財政措置((1)及び(2)関連)

(現行:令和2年度まで)	(令和3年度)
【3か年緊急対策】(充当率100%、措置率50%) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債により措置 地方公共団体負担分の100%を起債充当 	【5か年加速化対策】(充当率100%、措置率50%) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債により措置 地方公共団体負担分の100%を起債充当 
【通常の予算】(充当率90%、措置率20%) 公共事業等債※により措置 地方公共団体負担分の90%を起債充当 	【通常の予算】 ①防災重点農業用ため池(充当率90%、措置率45%) 公共事業等債により措置 地方公共団体負担分の90%を起債充当  ※ 「防災重点農業用ため池緊急整備事業」により整備するため池に限る。 ※ 令和7年度までの5年間の措置であり、その後については、ため池工事特措法の施行の状況等を勘案して、再検討する。 ②①以外(充当率90%、措置率20%) 公共事業等債※により措置 地方公共団体負担分の90%を起債充当 

※ 措置率は、地方公共団体負担分に対する交付税措置率
 ※ 非公共事業の市町村負担分については、一般補助施設整備等事業債

農業用ため池



貯水能力を有する施設

クリーク※



クリークの水路網

※クリークとは、河川下流部の低平なデルタ地帯に掘削された水路網



農業用ダム



かんがい用ダム



農地防災ダム

調整池



遊水池

